

横芝光町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横芝光町議会政務活動費の交付に関する条例（平成27年横芝光町条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 条例第5条第1項に規定する様式は、政務活動費交付申請書（別記第1号様式）とする。

2 条例第5条第2項に規定する様式は、政務活動費交付変更申請書（別記第2号様式）とする。

(交付決定)

第3条 条例第6条に規定する様式は、政務活動費交付決定通知書（別記第3号様式）とする。

(交付請求)

第4条 条例第7条第1項に規定する様式は、政務活動費交付請求書（別記第4号様式）とする。

(収支報告書の提出等)

第5条 条例第10条第1項に規定する様式は、政務活動費収支報告書（別記第5号様式）とする。

2 条例第10条第1項から第3項までの規定により収支報告書を議長に提出する場合は、当該収支報告書に支出に係る領収書その他証拠書類の写しを添付しなければならない。

(会計帳簿等の整理保)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者又は無会派議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、政務活動費に係る事業に関する書類、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成27年5月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 2 条）

政務活動費交付申請書

年 月 日

横芝光町長 様

会 派 名

代表者名

印

又は氏名

横芝光町議会政務活動費の交付に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

1 会派の名称

2 会派結成年月日

3 代表者名

4 経理責任者名

5 所属議員数 人（ 月 日現在）

6 交付申請額（ 年度分） 円

第 2 号様式（第 2 条）

政務活動費交付変更申請書

年 月 日

横芝光町長 様

会 派 名

代表者名

印

又は氏名

横芝光町議会政務活動費の交付に関する条例第 5 条第 2 項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

変更内容

区 分	新	旧	変更年月日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数			
交 付 申 請 額 (年 度 分)	円	円	

第 3 号様式（第 3 条）

政務活動費交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

横芝光町長



年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について、
下記のとおり決定したので、横芝光町議会政務活動費の交付に関する条例第
6 条の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額 金 円

第 4 号様式（第 4 条）

政務活動費交付請求書

年 月 日

横芝光町長 様

会 派 名

代表者名

印

又は氏名

年 月 日付けで交付決定のあった政務活動費について、横芝光町議会政務活動費の交付に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

請求額 金 円

第 5 号様式（第 5 条）

政務活動費収支報告書

年 月 日

横芝光町議会議長

様

会 派 名

代表者名

印

又は氏名

横芝光町議会政務活動費の交付に関する条例第 1 0 条第 1 項の規定により、
下記のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収入

政務活動費 円

2 支出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 費		
合 計		

3 残額 円